

岩倉市民間非木造住宅耐震診断費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存在する非木造住宅・建築物の安全性の向上を図るため、耐震化を促進する事業を実施する者又はアスベスト対策を実施する者に対し、事業に要する費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。ただし、第1号から第4号までの規定については国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。
- (2) 木造住宅 階数が2以下で在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅であって、木造の住宅（持家・貸家を問わない。）をいう。
- (3) 非木造住宅 住宅のうち前号の木造住宅を除いたものをいう。
- (4) 防災上重要な建築物 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条に定める愛知県地域防災計画の附属資料にある避難所をいう。
- (5) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (6) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (7) 耐震診断者 住宅・建築物の地震に対する安全性を評価する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士のいずれかである者。ただし、同法第3条に規定する用途又は規模の建築物の診断を行う場合にあっては、一級建築士に限る。
- (8) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

第6条第23号に規定する石綿等をいう。

(9) 分析調査 吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物でアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達)により示された方法で分析調査することをいう。

(10) 除去等 分析調査完了後において、吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものの除去、封じ込め又は囲い込みの措置を行うことをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 建築物を所有する個人又は法人(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人をいう。)

(2) 徴収金(岩倉市税条例(昭和46年岩倉市条例第42号)第2条第2号で定める、市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。)を滞納していない者

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 非木造住宅耐震診断事業 岩倉市内に存する旧基準の非木造住宅について実施される耐震診断者による耐震診断

(2) 防災上重要な建築物耐震診断事業 岩倉市内に存する旧基準の防災上重要な建築物について実施される耐震診断者による耐震診断

(3) アスベストの分析調査又は除去等の事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、耐震診断については別表第1、アスベストの分析調査又は除去等については別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、事業を実施する前に、民間非木造住宅耐震診断費等補

助金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る補助対象建築物の案内図、配置図及び平面図
- (2) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該建築物の所有者が分かる書類
- (3) 補助対象経費の見積書の写し
- (4) 市税等の納税証明書（完納を証するもの）
- (5) 耐震診断事業の場合、補助対象建築物が昭和56年5月31日以前に着工されたことがわかる書類
- (6) 建物所有者と居住者が異なる場合は、居住者の同意を得たことを証する書面
- (7) アスベストの除去等を行う場合は、アスベスト調査報告書
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに民間非木造住宅耐震診断費等補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更）

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に内容を変更しようとする場合は、民間非木造住宅耐震診断費等補助金交付変更申請書（様式第3）に変更内容の分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、民間非木造住宅耐震診断費等補助金交付変更承認通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、事業が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに完了実績報告書（様式第5）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し

- (2) 耐震診断事業の場合、耐震診断結果報告書（建築士の記名のあるもの）
- (3) アスベスト分析調査事業の場合、アスベスト分析調査結果報告書
- (4) アスベスト除去等事業の場合、アスベスト改修結果報告書
- (5) 領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
（額の確定）

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、民間非木造住宅耐震診断費等補助金確定通知書（様式第6）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に民間非木造住宅耐震診断費等補助金交付請求書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の一部については期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（書類の整理）

第14条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿作成し備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(岩倉市住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱の廃止)

2 岩倉市住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱（平成22年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

種 目	補 助 金 の 額
一戸建て住宅	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、9万円を限度とする。
一戸建て以外の住宅 （長屋又は共同住宅 の場合は、1棟当たり とする。）	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額の3分の2以内の額を限度とする。 (1) 延べ床面積1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡
防災上重要な建築物	(2) 延べ床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡ (3) 延べ床面積2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡

備考 千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

別表第2（第5条関係）

種 目	補 助 金 の 額
分析調査	対象経費の額。ただし、1棟につき25万円を限度とする。
除去等	対象経費の3分の2以内の額。ただし、1棟につき180万円を限度とする。

備考 千円未満の端数は切り捨てるものとする。